

首都圏出発プラン 利用約款

2022 年 3 月 25 日制定

2022 年 10 月 25 日改定

2022 年 11 月 17 日制定

東日本高速道路株式会社

(通則)

第 1 条 本約款は、東日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する「北関東周遊フリーパス（首都圏出発プラン）」（以下「本商品」といいます。）について適用します。

(定義)

第 2 条 本約款の中で使用する用語は、それぞれ次の各号に定めるところによります。

一 ETC 無線通信 ETC システム利用規程第 2 条に定める ETC システムにおける無線通信をいいます。

二 ETC カード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行した ETC クレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行した ETC パーソナルカードをいいます。

三 ETC 車載器 ETC システム利用規程第 3 条に定める、自動車に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。

四 セットアップ ETC システム利用規程第 3 条に定める、ETC 車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(対象車両)

第 3 条 本商品は、ETC 無線通信により通行が可能な普通車及び軽自動車等の 2 車種（車種区分は、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 25 条第 1 項の規定により当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。以下同じ。）を対象とします。

(申込期間等)

第 4 条 本商品の申込期間は、2022 年 3 月 25 日（金）から 2023 年 3 月 31 日（金）までとします。

一 実施期間は、2022 年 4 月 1 日（金）から 2022 年 4 月 26 日（火）まで、2022 年 5 月 10 日（火）から 2022 年 8 月 8 日（月）まで、2022 年 8 月 18 日（木）から 2022 年 12

月 27 日（火）まで、2023 年 1 月 5 日（木）から 2023 年 3 月 31 日（金）までとします。

二 利用期間は、第一号の実施期間のうち、事前に申込みした利用開始日を含め連続する最大 2 日間または 3 日間（利用開始日の 0 時から利用最終日の 24 時まで。ただし、利用開始日当日に申し込みをされた場合、申し込み手続きが完了した時点から利用最終日の 24 時まで）とします。

2 各通行にかかる通行日の判定は、入口料金所または出口料金所の通行日時をもって行います。

（申込方法等）

第 5 条 本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾の上、利用開始までにインターネットにて申込みください。本商品申込み前の走行については本商品の適用を受けません。ただし、入口料金所通過後の申込であっても、出口料金所の通過前であれば、当該の走行から本商品が適用となります。なお、申し込みの際は利用開始日、利用期間、車種、申込者氏名、住所（都道府県）、メールアドレス、連絡先電話番号、ETC カード番号及び ETC カードの有効期限を登録してください。

2 当社は、登録が正しく行われたことを確認した時には、登録内容を確認したことを知らせるインターネットメールにより申込者へ通知するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該メール送信時をもって登録内容を有効とします。

3 本商品は、次の各号を満たさないことを確認できた場合は第 2 項の規定にかかわらず本商品の申込みを無効とし、第 7 条第 1 項に定める通行に該当する場合であっても、当社は、通常の料金（ETC 時間帯割引が適用される場合、ETC 時間帯割引適用後の料金。以下同じ。）の支払いを受けます。

一 登録した ETC カード（以下「登録 ETC カード」といいます。）を利用していること。
なお、当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が大口・多頻度割引制度のために発行する ETC コーポレートカードは利用できません。

二 登録が正しく行われ、内容に誤りが無いこと

三 登録 ETC カードの名義が本商品の申込者又はその家族等であること

4 ETC カードの利用の可否はクレジットカード会社及び六会社の取り扱いによるため、この約款に基づく本商品の受付は、登録 ETC カードによる有料道路の利用を保証するものではありません。

5 当社が実施する他の企画割引と利用日が同一日のお申込みはお控えください。同一日のお申込みをした場合は、第 12 条第 2 項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客さまが意図しない企画割引が適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。

（登録内容の変更）

第 6 条 本商品の申込みが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合は、第 12 条第 2 項に定める解約を行った上で、再度インターネットで申込みください。

(利用方法)

第 7 条 本商品は、登録した利用期間（申込みの際に登録した利用開始日からその翌日または翌々日まで。以下同じ。）に次の順で利用してください。

① 別表（1）に定める区間（以下「出発エリア」といいます。）のインターチェンジまたは本線料金所から別表（2）に定める区間（以下「周遊エリア」といいます。）のインターチェンジまでの通行（往路：1 回）

② 周遊エリアのインターチェンジ相互間の通行（周遊：回数制限なし）

③ 周遊エリアのインターチェンジから出発エリアのインターチェンジまたは本線料金所までの通行（復路：1 回）

2 本商品の利用は、第 4 条第 1 項第二号の規定にかかわらず前項③の通行をもって終了となります。

3 高速道路の通行止めにより途中のインターチェンジ等で退出を余儀なくされた場合には、当社の指定するインターチェンジ等から退出し、進行方向に向かって通行止め区間より先の当社の指定するインターチェンジ等（通行止め解除後は当該通行止め区間のインターチェンジを含む）から高速道路へ進入してください。

4 本商品を利用する場合は、申込時に登録した車種（以下「登録車種」といいます。）に属する自動車 1 台で通行してください。登録した車種より上位の車種で通行した場合は、当社は、各通行について当該上位の車種の通常の料金の支払いを受けます。登録した車種より下位の車種で通行した場合は、当社は登録した車種にかかる本商品の料金の支払いを受けます。

5 料金所では、登録 ETC カードを ETC 車載器に挿入し、ETC レーンを ETC 無線通信により通行してください。登録 ETC カードと異なる ETC カードで通行した場合は、当社は、通常の料金の支払いを受けます。

6 入口料金所の ETC レーンが点検等により閉鎖され通行できない場合は、一般レーンまたは混在レーンで通行券を取り、出口料金所においては、一般レーンまたは混在レーンの料金所係員に登録 ETC カードと入口通行券をお渡しください。出口料金所の ETC レーンが点検等により閉鎖され通行できない場合は、一般レーンまたは混在レーンの料金所係員に登録 ETC カードをお渡しください。いずれの場合も本商品が適用されます。なお、一般レーンまたは混在レーンに料金精算機が設置されている料金所では、係員呼び出しボタンを押し係員の指示に従ってください。

(請求等)

第8条 当社は、前条第1項①の通行が成立した時点で本商品の料金の支払いを受けます。その場合本商品の対象となるその他の通行にかかる料金の支払いを受けません。なお、ETCマイレージサービスの還元額（以下「マイレージ還元額」といいます。）がある場合は、マイレージの還元額から本商品の料金の支払いに充当します。

2 本商品の対象となる各通行にかかる料金所の路側表示器の表示、ETC 車載器の料金表示及び音声案内の料金表示は通常の料金となります。

3 ETC 利用照会サービス又はマイレージ還元額明細に表示される本商品の対象となる各通行の走行明細は確定時に次のとおりとなります。

① 前条第1項①の通行は入口インターチェンジ名が「企画割引」となり、通行料金が本商品の料金となります。

② 前条第1項②及び③の通行は消去されます。

4 クレジットカード会社又は六会社が ETC パーソナルカードの管理運営を行うため設置する事務局（以下「ETC パーソナルカード事務局」といいます。）が発行する請求書には、第7条第1項②及び③の通行にかかる走行明細は記載されません。

5 ETC パーソナルカードは、お支払いの済んでいないご利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの80%相当額（以下「ご利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。本商品の料金が適用される通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常の料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本商品の料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

（他の割引との適用関係）

第9条 ETC マイレージサービスによるポイント付与は、本商品の料金の額に適用します。

2 前項に定めるポイント付与に加え、次条に定める特別ポイントを付与します。

3 本商品は、前2項に定めるポイント付与以外の割引を重複して適用しません。

4 本商品の対象となる各通行が ETC マイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用回数として算入しません。

（ETC マイレージサービスの特別ポイントの付与）

第10条 2022年11月7日（月）から2022年12月27日（火）まで、2023年1月5日（木）から2023年3月31日（金）までの間の平日のみを利用期間として申込み、第7条第1項に定める通行を行った場合、ETC マイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額10円毎に1.5ポイント付与するものとします。

2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月20日までに付与します。

(適用対象外及び無効)

第 11 条 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、当社は、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。

- 一 本商品の利用時に無効な ETC カードが登録されているとき
- 二 申込みの際の登録内容に誤りがあるとき
- 三 登録 ETC カード以外のものを使用したとき
- 四 登録した車種より上位の車種で通行したとき
- 五 本商品が最初に適用された通行の自動車と異なる自動車で通行したとき
- 六 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に通じたとき
- 七 登録した利用期間に第 7 条第 1 項①に定める通行がなかったとき
- 八 第 7 条第 1 項に定める通行以外の通行をしたとき。ただし、第 7 条第 1 項②の通行において、周遊エリア内外のインターチェンジ相互間を通行した場合、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者にかかる通常の料金の支払いを受けます。なお、入口インターチェンジ、出口インターチェンジともに周遊エリア外の場合は、周遊エリアを通過した場合であっても当該走行の全区間が本商品の適用対象外となります。

2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は、利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社は、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 26 条の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けます。

- 一 セットアップされた ETC 車載器を自動車に取り付けずに通行したとき
- 二 登録した 1 枚の ETC カードを同時に 2 台以上の自動車に使用したとき
- 三 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき

(解約等)

第 12 条 登録した利用期間に登録 ETC カードで第 7 条第 1 項①に定める通行をした場合は、途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。

2 利用開始の前までに申し出があった場合に限り本商品を解約できます。

3 前項に定める解約が行われない場合も、登録した利用期間に登録 ETC カードで第 7 条第 1 項①に定める通行が無かった場合は、申込時に遡って解約したものとし、当社は、本商品の料金の支払いを受けません。

(個人情報の保護)

第 13 条 本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定める「北関東周遊フリーパスプライバシーポリシー」に従って適切に取扱います。

(免責事項)

第 14 条 当社は次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。

一 当社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

二 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんし又は窃取されたとき

三 当社の責めに帰することができない企画割引の複数プラン申込により、申込者の意図しない請求が行われたとき

四 当社の責めに帰することができない車両の故障等により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき

五 通行止め又は渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

六 雪による通行規制（チェーン規制）により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

七 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

(約款の変更)

第 15 条 当社は、特別の事情により、本約款を変更することがあります。

2 当社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法でお知らせします。

(附則)

本約款は、2022 年 11 月 17 日（木）14 時から施行します。

別表（1）出発エリア

道路名	区間
E17 関越自動車道	練馬インターチェンジから花園インターチェンジまで
E4 東北自動車道	川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで
E6 常磐自動車道	三郷ジャンクションから桜土浦インターチェンジまで
C4 首都圏中央連絡自動車道	あきる野インターチェンジから下総インターチェンジまで

別表（2）周遊エリア

道路名	区間
E17 関越自動車道	寄居スマートインターチェンジから水上インターチェンジまで
E4 東北自動車道	館林インターチェンジから那須高原スマートインターチェンジまで
E6 常磐自動車道	土浦北インターチェンジから北茨城インターチェンジまで

E50 東水戸道路	水戸南インターチェンジからひたちなかインターチェンジまで
E51 東関東自動車道	茨城町ジャンクションから銚田インターチェンジまで
E18 上信越自動車道	藤岡ジャンクションから碓氷軽井沢インターチェンジまで
E50 北関東自動車道	高崎ジャンクションから水戸南インターチェンジまで

周遊プラン 利用約款

2022 年 3 月 25 日制定

2022 年 10 月 25 日改定

2022 年 11 月 17 日改定

東日本高速道路株式会社

(通則)

第 1 条 本約款は、東日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する「北関東周遊フリーパス（周遊プラン）」（以下「本商品」といいます。）について適用します。

(定義)

第 2 条 本約款の中で使用する用語は、それぞれ次の各号に定めるところによります。

一 ETC 無線通信 ETC システム利用規程第 2 条に定める ETC システムにおける無線通信をいいます。

二 ETC カード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行した ETC クレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行した ETC パーソナルカードをいいます。

三 ETC 車載器 ETC システム利用規程第 3 条に定める、自動車に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。

四 セットアップ ETC システム利用規程第 3 条に定める、ETC 車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(対象車両)

第 3 条 本商品は、ETC 無線通信により通行が可能な普通車及び軽自動車等の 2 車種（車種区分は、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 25 条第 1 項の規定により当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。以下同じ。）を対象とします。

(申込期間等)

第 4 条 本商品の申込期間は、2022 年 3 月 25 日（金）から 2023 年 3 月 31 日（金）までとします。

一 実施期間は、2022 年 4 月 1 日（金）から 2022 年 4 月 26 日（火）まで、2022 年 5 月 10 日（火）から 2022 年 8 月 8 日（月）まで、2022 年 8 月 18 日（木）から 2022 年 12 月 27 日（火）まで、2023 年 1 月 5 日（木）から 2023 年 3 月 31 日（金）までとします。

二 利用期間は、第一号の実施期間のうち、事前に申込みした利用開始日を含め連続する最大 2 日間または 3 日間（利用開始日の 0 時から利用最終日の 24 時まで。ただし、利用開始日当日に申し込みをされた場合、申し込み手続きが完了した時点から利用最終日の 24 時まで）とします。

2 各通行にかかる通行日の判定は、入口料金所または出口料金所の通行日時をもって行います。

（申込方法等）

第 5 条 本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾の上、利用開始までにインターネットにて申込みください。本商品申込み前の走行については本商品の適用を受けません。ただし、入口料金所通過後の申込であっても、出口料金所の通過前であれば、当該の走行から本商品が適用となります。なお、申し込みの際は利用開始日、利用期間、車種、申込者氏名、住所（都道府県）、メールアドレス、連絡先電話番号、ETC カード番号及び ETC カードの有効期限を登録してください。

2 当社は、登録が正しく行われたことを確認した時には、登録内容を確認したことを知らせるインターネットメールにより申込者へ通知するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該メール送信時をもって登録内容を有効とします。

3 本商品は、次の各号を満たさないことを確認できた場合は第 2 項の規定にかかわらず本商品の申込みを無効とし、第 7 条第 1 項に定める通行に該当する場合であっても、当社は、通常の料金（ETC 時間帯割引が適用される場合、ETC 時間帯割引適用後の料金。以下同じ。）の支払いを受けます。

一 登録した ETC カード（以下「登録 ETC カード」といいます。）を利用していること。
なお、当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が大口・多頻度割引制度のために発行する ETC コーポレートカードは利用できません。

二 登録が正しく行われ、内容に誤りが無いこと

三 登録 ETC カードの名義が本商品の申込者又はその家族等であること

4 ETC カードの利用の可否はクレジットカード会社及び六会社の取り扱いによるため、この約款に基づく本商品の受付は、登録 ETC カードによる有料道路の利用を保証するものではありません。

5 当社が実施する他の企画割引と利用日が同一日のお申込みはお控えください。同一日のお申込みをした場合は、第 12 条第 2 項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客さまが意図しない企画割引が適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。

（登録内容の変更）

第 6 条 本商品の申込みが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内

容の変更が必要な場合は、第 12 条第 2 項に定める解約を行った上で、再度インターネットで申込みください。

(利用方法)

第 7 条 本商品は、登録した利用期間（申込みの際に登録した利用開始日からその翌日または翌々日まで。以下同じ）に限り、別表に定める区間（以下「周遊エリア」といいます。）のインターチェンジ相互間を回数制限なく通行できます。

2 高速道路の通行止めにより途中のインターチェンジ等で退出を余儀なくされた場合には、当社の指定するインターチェンジ等から退出し、進行方向に向かって通行止め区間より先の当社の指定するインターチェンジ等（通行止め解除後は当該通行止め区間のインターチェンジを含む）から高速道路へ進入してください。

3 本商品を利用する場合は、申込時に登録した車種（以下「登録車種」といいます。）に属する自動車 1 台で通行してください。登録した車種より上位の車種で通行した場合は、当社は、各通行について当該上位の車種の通常の料金の支払いを受けます。登録した車種より下位の車種で通行した場合は、当社は登録した車種にかかる本商品の料金の支払いを受けます。

4 料金所では、登録 ETC カードを ETC 車載器に挿入し、ETC レーンを ETC 無線通信により通行してください。登録 ETC カードと異なる ETC カードで通行した場合は、当社は、通常の料金の支払いを受けます。

5 入口料金所の ETC レーンが点検等により閉鎖され通行できない場合は、一般レーンまたは混在レーンで通行券を取り、出口料金所においては、一般レーンまたは混在レーンの料金所係員に登録 ETC カードと入口通行券をお渡しください。出口料金所の ETC レーンが点検等により閉鎖され通行できない場合は、一般レーンまたは混在レーンの料金所係員に登録 ETC カードをお渡しください。いずれの場合も本商品が適用されます。なお、一般レーンまたは混在レーンに料金精算機が設置されている料金所では、係員呼び出しボタンを押し係員の指示に従ってください。

(請求等)

第 8 条 当社は、前条第 1 項の最初の通行に対し本商品の料金の支払いを受けます。その場合本商品の対象となるその他の通行にかかる料金の支払いを受けません。なお、ETC マイレージサービスの還元額（以下「マイレージ還元額」といいます。）がある場合は、マイレージの還元額から本商品の料金の支払いに充当します。

2 本商品の対象となる各通行にかかる料金所の路側表示器の表示、ETC 車載器の料金表示及び音声案内の料金表示は通常の料金となります。

3 ETC 利用照会サービス又はマイレージ還元額明細に表示される本商品の対象となる各通行の走行明細は確定時に次のとおりとなります。

① 登録した利用期間における周遊エリアのインターチェンジ間の最初の通行は入口インターチェンジ名が「企画割引」となり、通常の料金が本商品の料金となります。

② 登録した利用期間における周遊エリアのインターチェンジ間の 2 回目以降の通行は消去されます。

4 クレジットカード会社又は六会社が ETC パーソナルカードの管理運営を行うため設置する事務局（以下「ETC パーソナルカード事務局」といいます。）が発行する請求書には、登録した利用期間における周遊エリアのインターチェンジ間の 2 回目以降の通行にかかる走行明細は記載されません。

5 ETC パーソナルカードは、お支払いの済んでいないご利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの 80%相当額（以下「ご利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。本商品の料金が適用される通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常の料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本商品の料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

（他の割引との適用関係）

第 9 条 ETC マイレージサービスによるポイント付与は、本商品の料金の額に適用します。

2 前項に定めるポイント付与に加え、次条に定める特別ポイントを付与します。

3 本商品は、前 2 項に定めるポイント付与以外の割引を重複して適用しません。

4 本商品の対象となる各通行が ETC マイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用回数として算入しません。

（ETC マイレージサービスの特別ポイントの付与）

第 10 条 2022 年 11 月 7 日（月）から 2022 年 12 月 27 日（火）まで、2023 年 1 月 5 日（木）から 2023 年 3 月 31 日（金）までの期間における、月曜日から金曜日までの間の平日のみを利用期間として申込み、第 7 条第 1 項に定める通行を行った場合、ETC マイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額 10 円毎に 1.5 ポイント付与するものとします。

2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月 20 日までに付与します。

（適用対象外及び無効）

第 11 条 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、当社は、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。

- 一 本商品の利用時に無効な ETC カードが登録されているとき
- 二 申込みの際の登録内容に誤りがあるとき

三 登録 ETC カード以外のものを使用したとき

四 登録した車種より上位の車種で通行したとき

五 本商品が最初に適用された通行の自動車と異なる自動車で通行したとき

六 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に通行したとき

七 登録した利用期間に第 7 条第 1 項に定める通行がなかったとき

八 第 7 条第 1 項に定める通行以外の通行をしたとき。ただし、周遊エリア内外の料金所相互間を通行した場合、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者にかかる通常の料金の支払いを受けます（ETC 時間帯割引にかかる入口時間、出口時間の判定は分割前の入口時間、出口時間となります。）。なお、入口料金所、出口（または本線）料金所ともに周遊エリア外の場合は、周遊エリアを通過した場合であっても当該走行の全区間が本商品の適用外となります。

2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は、利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社は、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 26 条の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けます。

一 セットアップされた ETC 車載器を自動車に取り付けずに通行したとき

二 登録した 1 枚の ETC カードを同時に 2 台以上の自動車に使用したとき

三 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき

（解約等）

第 12 条 登録した利用期間に登録 ETC カードで第 7 条第 1 項に定める通行をした場合は、途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。

2 利用開始の前までに申し出があった場合に限り本商品を解約できます。

3 前項に定める解約が行われない場合も、登録した利用期間に登録 ETC カードで第 7 条第 1 項に定める通行が無かった場合は、申込時に遡って解約したものとし、当社は、本商品の料金の支払いを受けません。

（個人情報の保護）

第 13 条 本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定める「北関東周遊フリーパスプライバシーポリシー」に従って適切に取扱います。

（免責事項）

第 14 条 当社は次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。

一 当社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

二 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本商品の申込者の個人情報漏えいし、改ざんし又は窃取されたとき

三 当社の責めに帰することができない企画割引の複数プラン申込により、申込者の意図しない請求が行われたとき

四 当社の責めに帰することができない車両の故障等により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき

五 通行止め又は渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

六 雪による通行規制（チェーン規制）により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

七 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

（約款の変更）

第 15 条 当社は、特別の事情により、本約款を変更することがあります。

2 当社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法でお知らせします。

（附則）

本約款は、2022 年 11 月 17 日（木）14 時から施行します。

別表

道路名	区間
E17 関越自動車道	寄居スマートインターチェンジから水上インターチェンジまで
E4 東北自動車道	館林インターチェンジから那須高原スマートインターチェンジまで
E6 常磐自動車道	土浦北インターチェンジから北茨城インターチェンジまで
E50 東水戸道路	水戸南インターチェンジからひたちなかインターチェンジまで
E51 東関東自動車道	茨城町ジャンクションから銚田インターチェンジまで
E18 上信越自動車道	藤岡ジャンクションから碓氷軽井沢インターチェンジまで
E50 北関東自動車道	高崎ジャンクションから水戸南インターチェンジまで